

3 公共施設等の状況

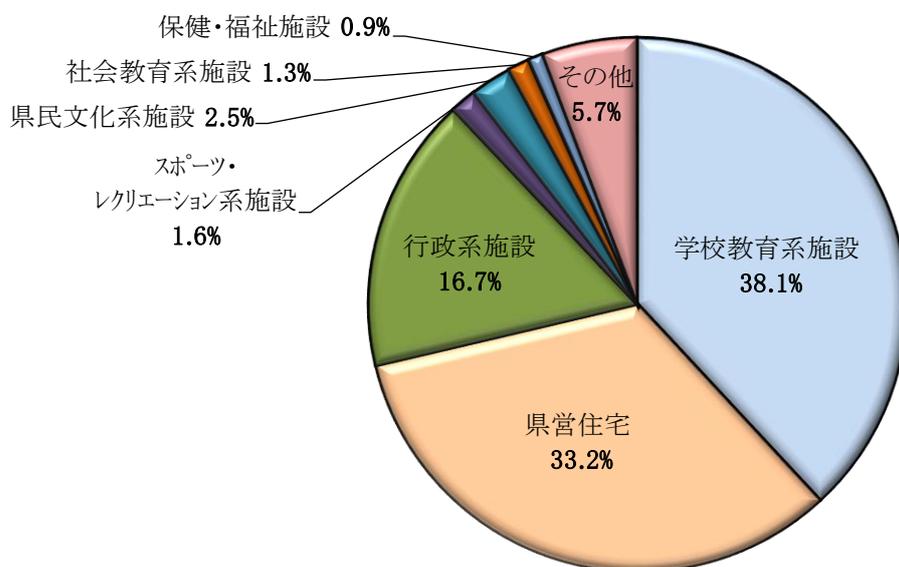
(1) 公共建築物

本県の保有する公共建築物は、令和3年(2021年)4月1日時点で、約850施設、約5,700棟、延床面積約275万㎡となっています。

施設類型毎の割合を見ると、県立学校等の学校教育系施設が38.1%（約105万㎡）と最も多く、続いて県営住宅が33.2%（約92万㎡）、庁舎等の行政系施設が16.7%（約46万㎡）となっており、この3つの類型で延床面積全体の約9割を占めています。

図Ⅱ-6 施設類型毎の割合

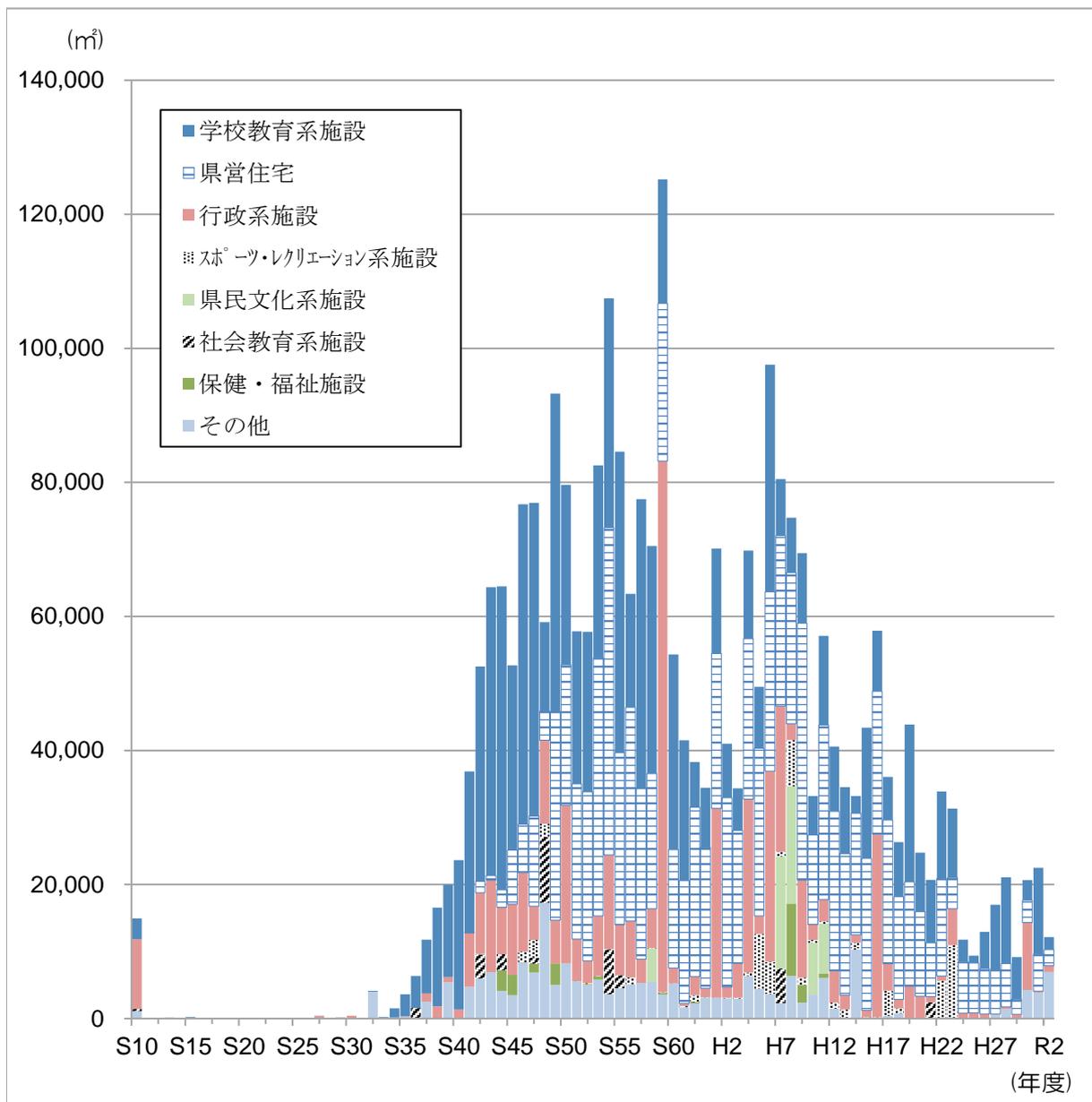
類型	主な施設	棟数	面積(㎡)	割合
学校教育系施設	高等学校・特別支援学校	2,602	1,052,650	38.1%
県営住宅	県営住宅	874	917,700	33.2%
行政系施設	本庁舎・総合庁舎・警察署	1,309	460,329	16.7%
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ交流拠点施設 青少年自然の家	79	43,232	1.6%
県民文化系施設	文化ホール	19	68,156	2.5%
社会教育系施設	図書館・美術館・博物館	26	35,067	1.3%
保健・福祉施設	障害者福祉施設 保健施設	68	23,944	0.9%
その他	職員公舎・教職員住宅	726	157,715	5.7%
合計		5,703	2,758,793	100.0%



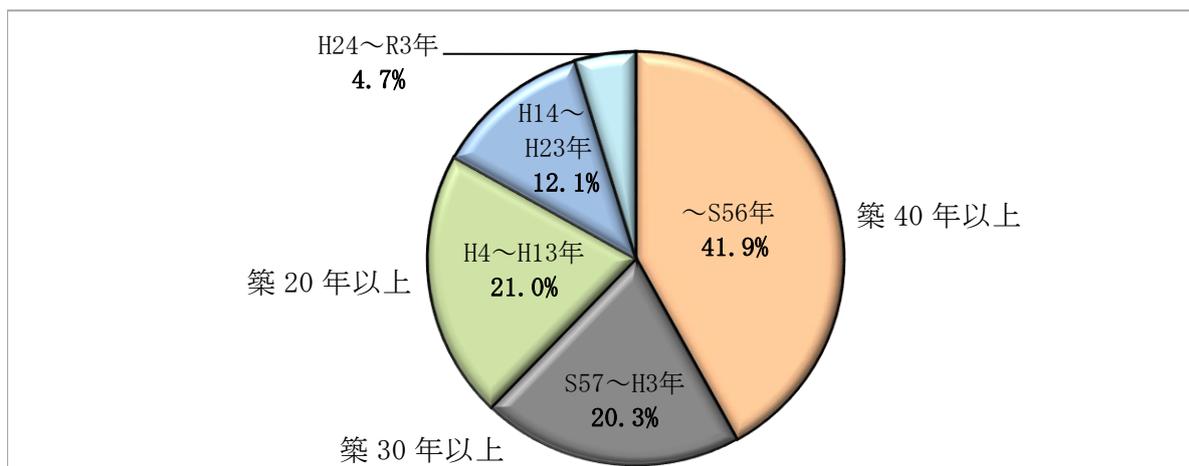
これらの公共建築物の多くは、経済成長や人口の増加により需要が拡大した昭和40年代から昭和50年代にかけて、主に学校教育系施設や県営住宅を中心に急速に整備されており、竣工から30年以上経過している公共建築物は、令和3年4月1日時点で全体の62.2%を占めています。

また、その後も、多様化する県民ニーズへの対応やサービス向上のため、スポーツ・レクリエーション施設や県民文化施設など、新たな公共建築物の整備を進めてきました。

図Ⅱ-7 年度別整備延床面積



図Ⅱ-8 建築年代別延床面積の割合

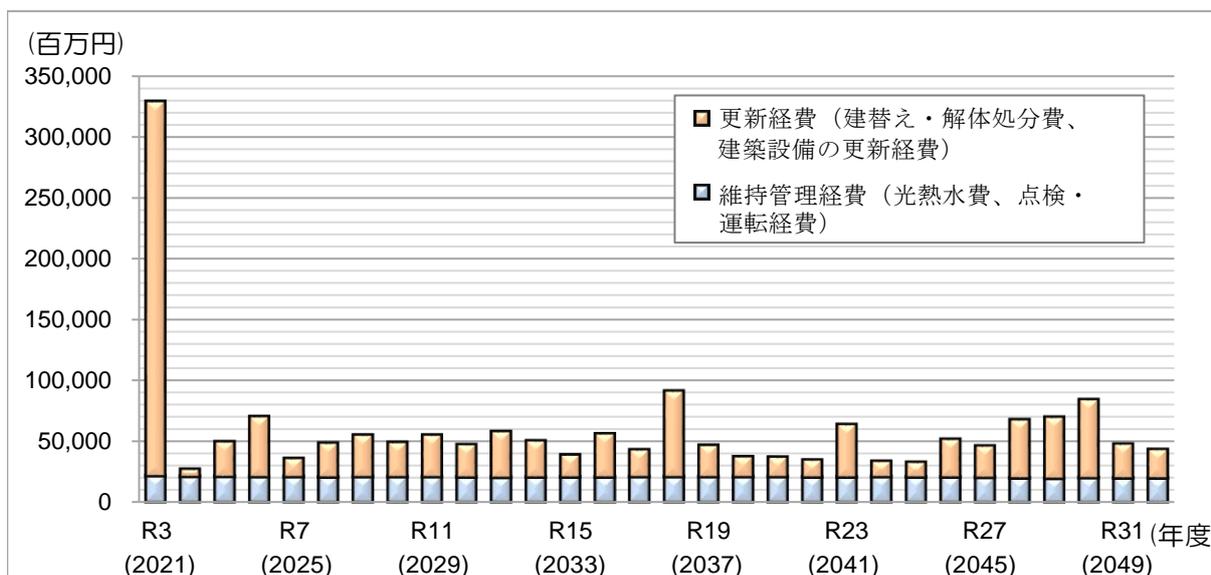


一般的に建築物の更新は、償却資産の耐用年数を目安に判断されることから、今後、過去に整備された公共建築物の更新時期が順次到来することとなり、大きな財政負担が予想されます。

なお、これらの公共建築物を法定耐用年数(※1)で更新した場合、令和 32 年(2050 年)度までの 30 年間における公共建築物の維持管理・更新に要する経費(※2)を試算(※3)すると、総額で約 1 兆 8,256 億円、年平均で約 609 億円となります。

- (※1) 当基本方針における公共建築物の法定耐用年数とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令「別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表」に規定される構造別の年数のうち最長の年数
- (※2) 公共建築物の修繕・改修及び更新に要する経費に、解体処分費、点検・運転費、光熱水費を加えた経費
- (※3) 現在保有する公共建築物は全て保有し続け、法定耐用年数で更新すると仮定

図Ⅱ-9 法定耐用年数で更新した場合の維持管理・更新に要する経費の見込み(公共建築物)



また、公共建築物の劣化状況調査の結果等を踏まえ、法定耐用年数を超えて長寿命化を考慮した年数で更新した場合、令和 32 年度までの 30 年間における公共建築物の維持管理・更新に要する経費を試算(※4)すると、総額で約 1 兆 1,956 億円、年平均で 399 億円となります。

長寿命化の取組により、法定耐用年数で更新した場合の維持管理・更新に要する経費と比較して、計画期間の 30 年間では総額 6,300 億円、年平均で約 210 億円の財政負担の軽減が見込まれます。

(※4) 現在保有する公共建築物は全て保有し続け、建築物の劣化状況調査の結果を基に、法定耐用年数を超えて使用する建築物の選定を行い、目標使用年数及び周期を設定し建替えを実施すると仮定

図 II-10 長寿命化を考慮した年数で更新した場合の維持管理・更新に要する経費の見込み (公共建築物)

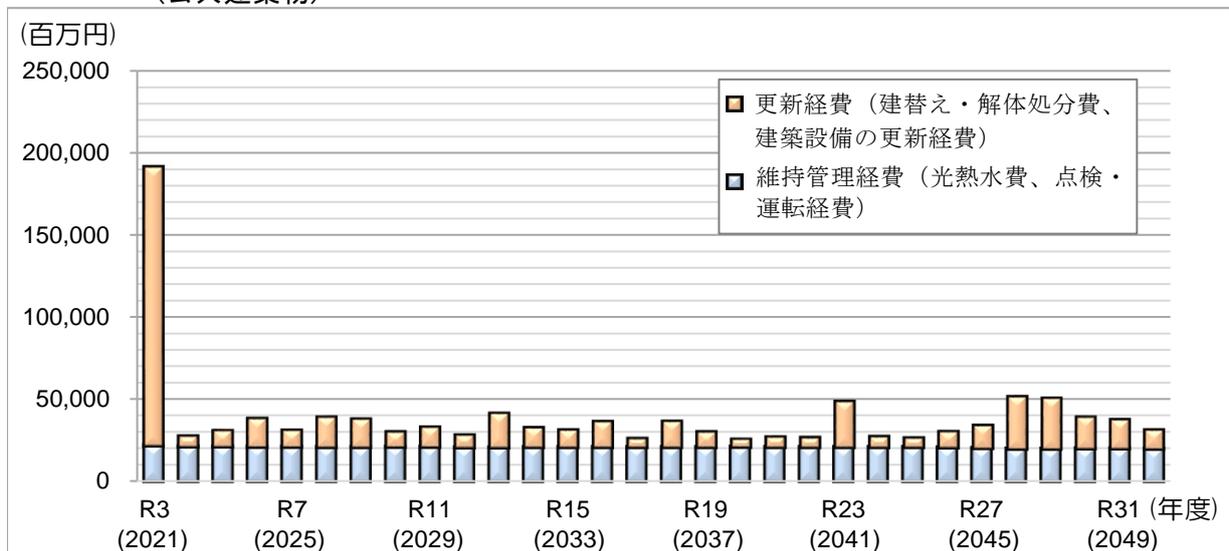


図 II-11 経費の比較 (公共建築物)

